

様式第十三（第4条関係）

新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日

令和5年8月31日

2. 回答を行った年月日

令和5年9月25日

3. 新事業活動に係る事業の概要

照会者は、コンビニエンスストア及びインターネットサイト又はモバイルアプリ（以下「本サイト等」という。）を活用したパン販売店が提供するパンのモバイルオーダーサービス（以下「本サービス」という。）を検討している。パン販売店は商品を本サービスで販売し、消費者は本サイト等を通じて注文・決済を行う。パン販売店は注文を受け付けてからパンを包装し、受取開始時刻（およそ午後5時頃でパン販売店ごとに照会者が指定した時間）までに受取場所として指定されたコンビニエンスストア（以下「受取コンビニ店舗」という。）に自ら又は配達業者を利用して配達する。消費者は、所定の受取時間（およそ午後5時から午後9時半の間でパン販売店ごとに照会者が指定した時間）内に受取コンビニ店舗に来店し、注文商品を受け取る。

本サービスでパン販売店が販売する商品には、消費者がパンの種類及び個数を指定して購入できる単品販売のほか、パン販売店が設定する特定の個数のパンを詰め合わせたアソートセット（以下「アソートセット」という。）がある。なお、アソートセットとして詰め合わせるパンは、単品販売のパンとは別に、アソートセットに入る可能性があるパンとしてあらかじめ本サイト等に一覧で掲示されたパンの中から、パン販売店が当日の販売・在庫状況等を勘案して任意に選択する（当該一覧の内容につき下記事業フロー①参照）。

本事業の具体的なフローは以下のとおり。

- ①消費者が注文時間内に、本サイト等で受取コンビニ店舗を選択し、パン販売店の提供する商品を注文し、商品代金の決済を行う。

＜注文時に消費者が取得可能な情報等について＞

本サイト等には常時、パン販売店の情報（住所や電話番号等。以下同じ。）及び照会者が提供する問合せ先（コールセンターの電話番号及びウェブ上の問合せフォーム。以下同じ。）が掲載されている。消費者はパン販売店に直接電話で（但しパン販売店の営業時間内に限る）、又は照会者が提供する問合せ先（ただしコールセンターの電話対応は注文受付開始から受取終了時間までに限る。パン販売店に確認が必要な事項については翌営業日の回答になる場合がある。）に、商品について問合せをすることができる。

本サイト等の注文時の画面では、単品販売の商品は商品毎にアレルゲン表示を行い、アソートセットについてはセットに入る可能性のあるパンの名称一覧と、当該パンに含まれる可能性のあるアレルゲン一覧を一括で表示し、消費者は注文前にその内容を確認できる。消費者において、特定のアレルゲンや原材料等を含むパンをアソートセットに入れないと要望があれば、パン販売店に電話で当該要望を伝えることができ、パン販売店が在庫状況等に応じて当該要望に応じた対応ができない場合には、消費者においてアソートセットの購入を控えるかどうかの判断をすることができる。

- ②注文後、注文番号（注文ID）・商品名・注文個数・受取コンビニ店舗・受取時間・パン販売店の情報及び照会者が提供する問い合わせ先が、本サイト等及びメールで消費者に通知される（メールで消費者に注文完了通知が到達した時点をもって、パン販売店と消費者の間で当該商品の売買契約が成立する。）。

- ③パン販売店は、本サイト等を通じてその注文を受け、商品を包装し、袋包装に添付された商品札（ラベル）に注文番号を記入し、受取開始時刻（およそ午後5時頃でパン販売店ごとに照会者が指定した時間）までに受取コンビニ店舗に配達手配する。
- ④パン販売店（又は配送業者）が配達した商品は、受取コンビニ店舗内に設置された専用の商品保管棚（扉付きのスチールロッカー）で保管される。
- ⑤消費者は、受取時間内に受取コンビニ店舗を訪店し、本サイト等及びメールで通知を受けた注文番号と、商品保管棚に保管された商品の袋包装に添付された商品札（ラベル）に記載された注文番号を突合・確認し、商品を受け取る。なお、消費者は商品受取後においても、パン販売店（営業時間内に限る。）及び照会者が提供する問合せ先に商品について問合せをすることができる。

4. 確認の求めの内容

本サービスにおいて、商品（パン）の販売を行うことは、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号。以下「基準」という。）第3条第1項に定める「容器包装に入れられた加工食品」の販売には当たらないため、同条同項に定める「一般用加工食品」の販売には当たらず、サービス提供事業者（照会者）、本サービスを利用してパンを販売するパン販売店、サービス関係事業者（受取店舗となるコンビニエンスストアの運営会社及びそのフランチャイズ店舗）のいずれにおいても、基準第3条及び第4条に定める表示義務を負わないことを確認したい。

5. 確認の求めに対する回答の内容

基準第3条及び第4条では、食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品（業務用加工食品を除く。）を販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）に表示すべき事項及びその表示の方法が定められている。

食品表示基準Q&A（平成27年3月30日消食表第140号）加工-2に規定されているとおり「消費者に渡す際に紙、ビニール等で包装した加工食品」については容器包装に入れられた加工食品に該当しない。

本サービスは、客が注文し、パン販売店が応じた（注文完了通知が消費者に到達した）際に商品（パン）に係る売買契約が成立することになるが、その段階においては、当該商品は容器包装に入れられておらず、その後持ち帰りのために包装されていると考えられるため、本サービスは容器包装に入れられた加工食品の販売に該当せず、基準第3条及び第4条に定める表示義務は適用されないと考えられる。